

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域に橘港及び東予港に接続する海域を追加すること。

(別表第五関係)

第二 この政令は、令和二年八月十二日から施行するものとする。

(附則関係)